

互助会NEWS【2月号】

令和6年2月13日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和6年2月15日（木）です。
互助会からの給付は、「給付金送金明細書」でお知らせしています。なお、5月から、すべての会員のみなさまについてハガキの「給付金送金明細書」に変更となりました。
また、「互助会NEWS」は、互助会HPにもアップしています。（バックナンバーを含む。）

◎「卒業祝金該当者報告書」の提出について

互助会NEWS【1月号】でもお知らせしたとおり、令和6年3月に中学校を卒業する子に係る「卒業祝金」を令和6年3月に給付するため、各所属所あてに「卒業祝金給付該当者報告書」の提出を依頼しています。（令和6年2月2日付青教互第71号参照）

【今回の給付該当者】平成20年4月2日 ～ 平成21年4月1日生まれの子

お子さんが会員の被扶養者である場合は「令和5年度卒業祝金該当者報告書①《被扶養者である子》」に、互助会が管理している会員情報から該当者を抽出し記載のうえ送付していますので、内容に間違いがないか確認をお願いします。

お子さんが配偶者の被扶養者である場合は、「令和5年度卒業祝金該当者報告書②《被扶養者でない子》」に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

配偶者の被扶養者であるお子さんについては、報告をいただかない限り、該当者を把握できませんので、報告漏れのないようご注意ください。

報告書提出期限は、令和6年2月16日（金）【必着】となっておりますので、期限までの提出にご協力くださるようお願いいたします。

◎令和5年度末退職者に係る互助会手続きについて

標記については、令和6年2月1日付青教互第70号で各所属所長あてに通知したところですが、令和5年度末に退職する会員が、4月から「臨時講師*」として勤務し、健康保険は公立学校共済組合青森支部に加入する場合、「加入確認書」の提出が必要です。

すでに退職し、臨時講師として勤務している会員が任期満了により退職する場合の提出は不要です。

提出期限を令和6年3月27日（水）としていますが、それ以降に臨時講師等の任用が決まった場合は、判明した時点で速やかに「加入確認書」の提出をお願いします。

※ 臨時講師 …… 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舍指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員等

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

所属内でご閲覧ください